

## ＜親権者変更調停を申し立てる方へ＞

### 1 概要

離婚の際に未成年の子どもがいる場合には、父母の合意で親権者を定めることができますが、離婚後の親権者の変更は、必ず家庭裁判所の調停又は審判によって行う必要があります（現在の親権者が死亡、行方不明等の事情により調停に出席できない場合などには、家庭裁判所に親権者変更の審判を申し立てることができます。）

親権者の変更は、子どもの健全な成長を助けるようなものである必要があるため、調停手続では、申立人が親権者の変更を希望する事情や現在の親権者の意向、今までの養育状況、双方の経済力や家庭環境等の他、子の福祉の観点から、子どもの年齢、性別、性格、就学の有無、生活環境等に関して事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握し、子どもの意向をも尊重した取決めができるように、話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が一切の事情を考慮して審判をすることになります。

### 2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・対象となる子（未成年者）1人につき 1200 円
- 連絡用の郵便切手・・・500 円×1 枚、140 円×1 枚、84 円×10 枚、10 円×10 枚、1 円×5 枚  
合計 1585 円分

**裁判所に提出する書類の中に他方当事者等に知られたくない情報がある場合には、別紙「非開示希望と当事者間秘匿のご案内」をご覧ください。**

### 3 申立てに必要な書類

#### 申立書 2 通

→ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用（控え）の 3 通を作成し、裁判所には、裁判所用、相手方用の合計 2 通を提出してください。申立人用（控え）は、調停期日に持参してください。

#### 事情説明書 1 通

#### 送達場所の届出書 1 通

#### 進行に関する照会回答書 1 通

#### 申立人の戸籍謄本、相手方の戸籍謄本及び未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）各 1 通

→ 戸籍謄本等は 3 か月以内に発行されたものを提出してください。同じ書類は 1 通で足りません。

#### 4 調停手続で必要な書類等の提出方法等

- ・調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用として写しを2通提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

#### 5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

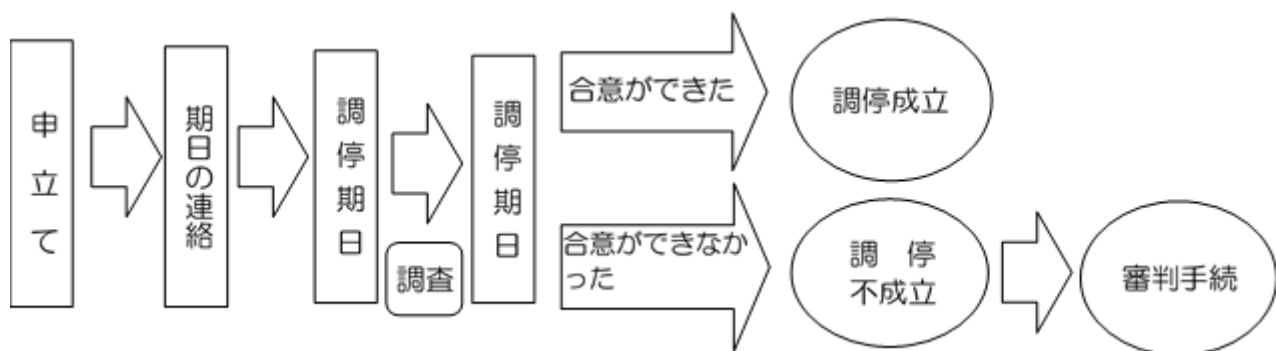
調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。そのため、「非開示希望申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律に定める除外事由がない限り許可されます。

#### 6 調停の進め方について

- ・調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。
- ・調停手続は非公開です。当事者、代理人以外の人が期日に出席することはできません。
- ・調停の流れは下図のとおりです。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子どもの監護に関する問題等について調査を行う場合もあります。



#### 7 申立先及び問い合わせ先

申立先は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所または相手方と合意した家庭裁判所です。

※相手方と管轄裁判所について合意があるときは、管轄合意書の提出が必要です。

相手方の住所地が栃木県内の場合の申立先は、別紙「申立先一覧」のとおりです。